

村山市豪雨災害被害修繕緊急支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、令和2年7月に発生し、本市に甚大な被害をもたらした豪雨（以下「豪雨」という。）による被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図るため、市内の住宅の豪雨災害被害を修繕する工事を行うものに対し、村山市補助金等に関する規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 住宅 市内に存する豪雨により被災した住宅をいう。また、住宅に付属する用途上不可分の関係にある建物を含むものとする。
- (2) 修繕工事 豪雨災害被害に関する修繕工事及びこれに付帯する工事をいう。
- (3) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者、本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者となる者は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 自己が居住する住宅の修繕工事を行う者。
(借家人が費用を負担する場合は、借家等も対象とする。)
- (2) 市長が定める日まで交付申請書を提出できる者
- (3) 令和2年12月末日までに修繕工事を完了し、令和3年1月20日までに第9条の規定による完了報告書を提出できる者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の修繕工事（令和2年7月1日以降（被災した日以降）に着手し、第6条の規定による交付申請書の提出時点ですでに完了しているものを含む。）を行うものであること。
- (2) 修繕工事の施工にあたり、県内業者等に依頼するものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、修繕工事に要する費用（消費税を含む。）の10分の3の額又は30万円のいずれか低い額とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、村山市豪雨災害被害修繕緊急支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 申請書は、当該申請に係る工事を行う場合に市長に提出するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 工事計画概要書（様式第2号）
- (2) 住宅の位置図
- (3) 修繕工事の見積書の写し（既に修繕が完了している場合は領収書（内訳明細の付いたもの））
- (4) 被災状況（工事着工前）の写真、又はこれに代わる資料
- (5) り災証明書又は、被災したことが確認できる資料（既に市による被害調査を受けた世帯については添付不要。）
- (6) 現に居住していることが確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、村山市補助金等交付規則第6条の規定によりその適否を審査し、適当と認めたときは、同規則第8条の規定により、村山市豪雨災害被害修繕緊急支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（内容変更等の承認）

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、村山市豪雨災害被害修繕緊急支援事業費補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第4号）を市に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の変更をしない工事等の変更の場合とする。

3 市長は、第8条第1項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、村山市豪雨災害被害修繕緊急支援事業費補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、村山市豪雨災害被害修繕緊急支援事業費補助金完了報告書（様式第6号。以下「完了報告書」という。）によるものとする。

2 完了報告書は、建築工事が完了した日から20日を経過した日まで市長に報告するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 修繕工事に要した費用に係る契約書の写し（書面による契約行為をしていない場合は添付不要）
- (2) 修繕工事に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 修繕工事の施工写真（施工中及び施工完了後）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は前条の報告を受けたときは、村山市補助金等交付規則第15条の規定により、審査及び場合により現地検査を行い、額を確定し、申請者に村山市豪雨災害被害修繕緊急支援事業費補助金の額の確定通知書（様式第7号）を通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、村山市豪雨災害被害修繕緊急支援事業費補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(罰則)

第13条 前条の補助金の取り消し及び返還の事由が、施工業者による場合は、その後、当該施工業者の行う工事に対して、村山市豪雨災害被害修繕緊急支援事業費補助金の交付を行わないこととする。

(書類の整備)

第14条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。